

福島原発訴訟のいま

東日本大震災から5年。甚大な被害をもたらした東京電力福島第一原発の事故により、避難を余儀なくされた方々は今なお10万人にのぼります。未だに事故は収束しないにも関わらず、安倍政権は原発再稼働や原発輸出を推進しています。

原発事故により帰る家を失い、仕事を失い、ふるさとを失った方々は、国と東京電力を相手に現在も裁判でたたかっています。福島原発事故訴訟は何を求め、めざしているのか、裁判によって何が明らかになったのか、当事者である原告の方と弁護団弁護士からお話していただきます。

日時：2016年 **6月7日** (火) 18時30分～

場所：越谷市中央市民会館 5階 第4～6会議室

(〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-1-1 東武線越谷駅東口より徒歩8分)

- ・「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟弁護団より

弁護士 斉藤 耕平 (埼玉東部法律事務所)

- ・埼玉原発訴訟弁護団より

弁護士 吉廣 慶子 (みさと法律事務所)

※各原告の方々にもお話しいただく予定です。

【生業を返せ、地域を返せ！福島原発訴訟弁護団】

3.11 原発事故当時、福島県または隣県に居住し、事故によって避難した方など 3850 名が原告となり、2013 年 3 月 11 日、東京電力と国を相手に福島地裁に提訴。原発被害者訴訟としては最大規模の原告団である。原発事故前の生活を返せと原状回復を求めている。今年 3 月には、浪江、双葉、富岡町の帰宅困難地域において、裁判所による検証が行われた。

【埼玉原発訴訟弁護団】

3.11 原発事故後、埼玉県内には福島からの避難者を迎える避難所が多数設けられた。こうした埼玉に避難してきた方を中心に、2014 年 3 月に東京電力と国を相手にさいたま地裁に提訴。電源喪失の原因となったとされる津波について、「想定外」ではなく、予見可能であったとして東京電力の責任を追及している。

【お問い合わせ先】

埼玉東部法律事務所 〒343-0816 埼玉県越谷市弥生町 3 番 33 号 越谷東駅前ビル 5 階

TEL048-965-2600 FAX048-965-2627

(担当：大内、茂木)



※ 資料等準備のため参加申込にご協力ください。FAX またはお電話で。(参加費無料)

参加申込 (FAX 048-965-2627)

_____ 名 参加します

お名前

お電話番号
